



外 務 省

臺北第1453号

昭和43年11月27日

在大韓民国大使 殿

外 務 大 臣

韓国忠清南道の日本軍人遺骨に  
ついて

客年9月5日付往信臺北第989号をもつて調査方依頼した本件に関し。今般、厚生省からその後本件調査につき遺族よりの照会もあるの  
で。中間報告にても結構につきその結果を知り  
たき旨要望越した。

厚生省としては本件調査が韓国政府との関係  
で困難であることは十分に承知しているが。本  
件軍人軍属の遺骨は韓国に在る一般邦人の遺骨  
とは。性質が異なり海岸に漂着した死体がとり

外 務 省

あえずそのまま埋葬された状態にあるものであり、これをこのまま放置するにしのびないので、韓国側より遺骨埋葬の地点（島別に）及び出発すればその遺体数に関し、ある程度の情報を得た上、是非とも早期に調査を実施し、適当な処置を行ないたい意向の由である。

ついでに、再度上記趣旨にて韓国側と折衝ありたく、結果回報ありたい。

なお、本件に関する新聞切抜写御参考までに別添する。

付 属 添 付